

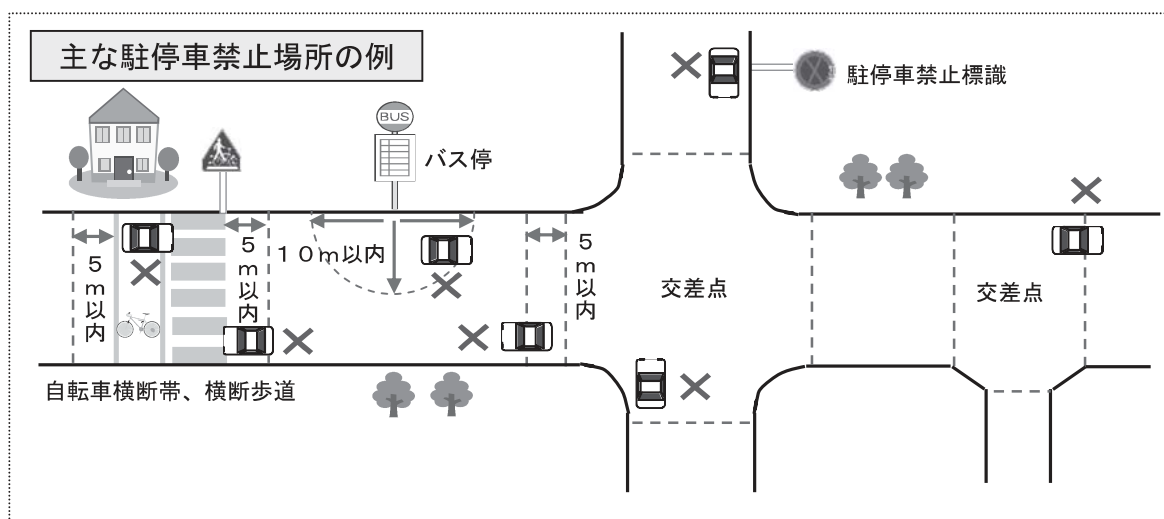
**次のような場所(方法)では、駐車許可は受けられません。
また、駐車許可証(標章)を掲出しても駐車することはできません。**

～ 必ず駐車(停車)場所を確認しましょう ～

1 停車及び駐車を禁止する場所

(普通車の場合：違反点3点、反則金18000円の違反です。)

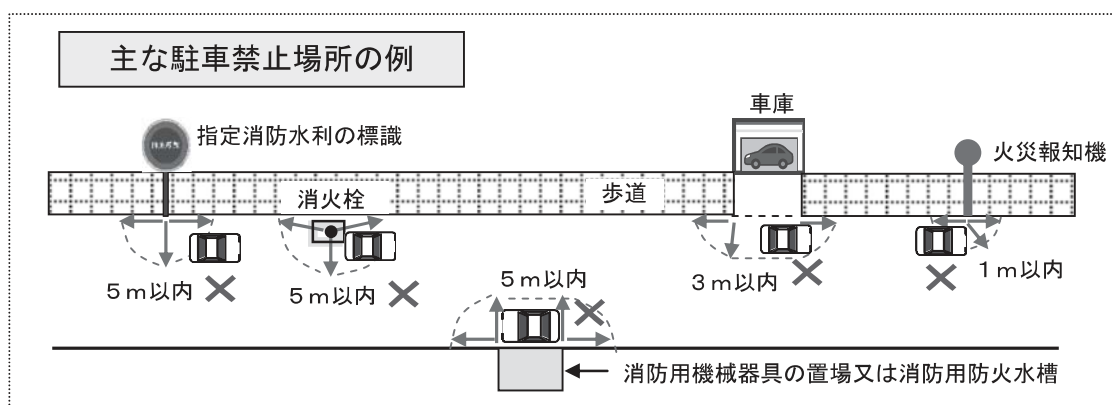
- ① 道路標識又は道路標示により停車及び駐車が禁止されている道路の部分
- ② 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内(通常は路面電車の線路部分)
坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- ③ 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- ④ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- ⑤ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分
- ⑥ バス停から10メートル以内の部分
- ⑦ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分



2 法定の駐車禁止場所

(普通車の場合：違反点2点、反則金15000円の違反です。)

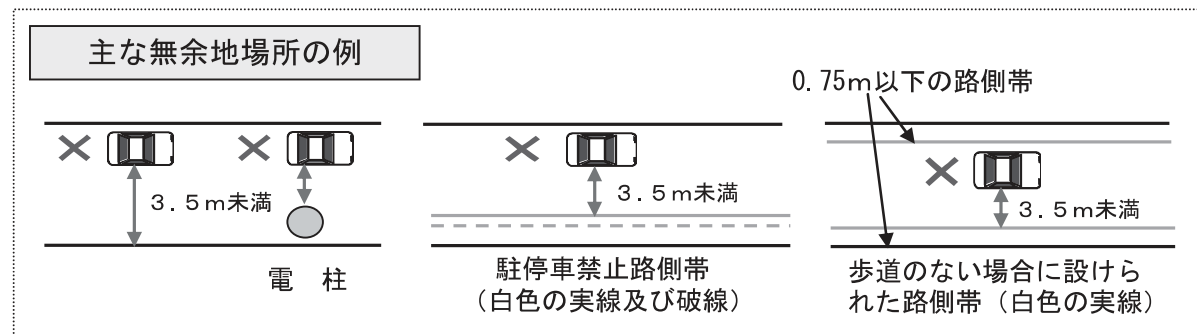
- ① 駐車場や車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の部分
- ② 道路工事が行なわれている工事区域の側端から5メートル以内の部分
- ③ 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端又はこれらの出入口から5メートル以内の部分
- ④ 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から5メートル以内の部分
- ⑤ 火災報知機から1メートル以内の部分



3 無余地場所

（普通車の場合：違反点2点、反則金15000円の違反です。）

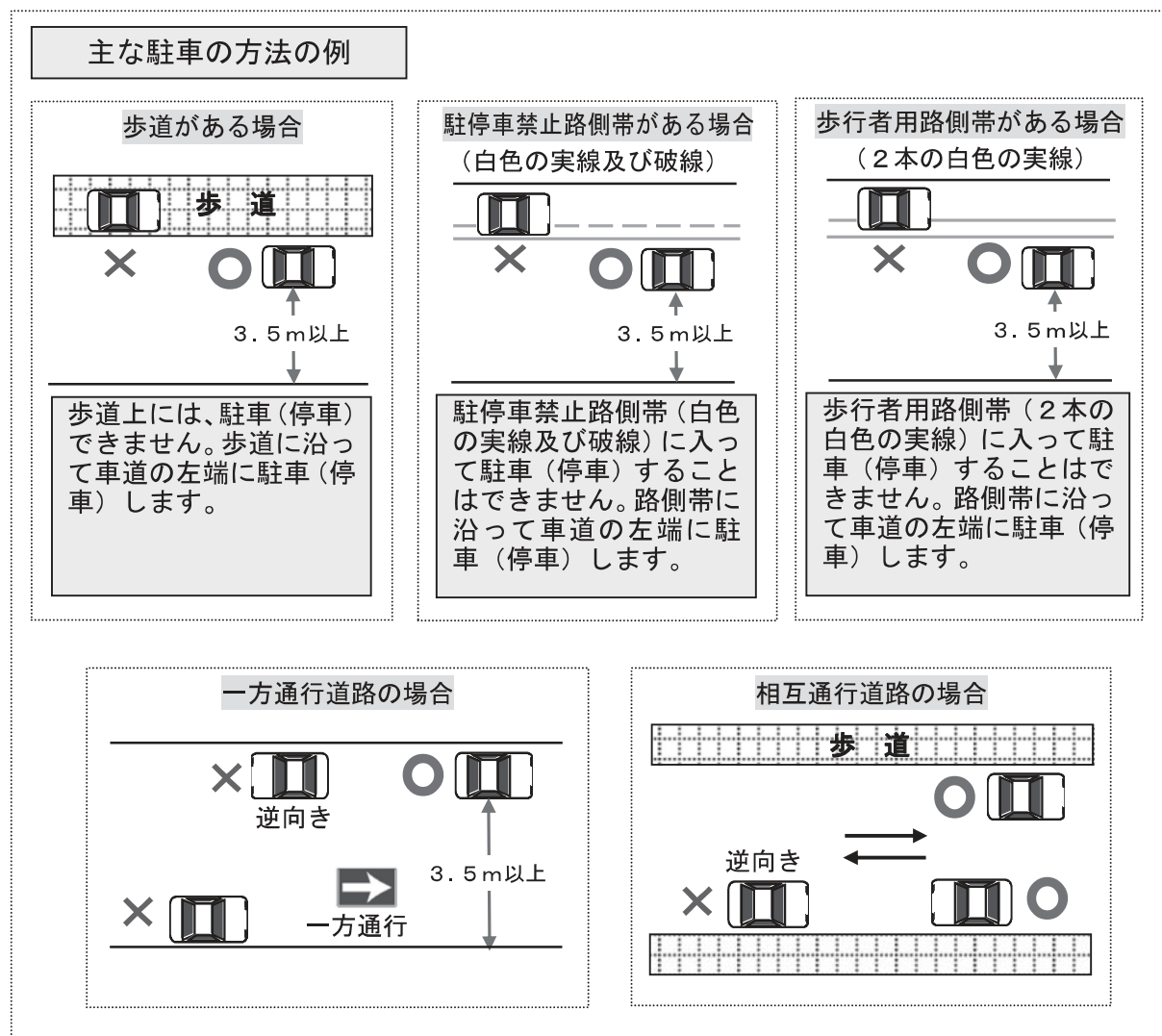
道路（車道）の左側端に沿う等正しい方法で駐車した場合、車両の右側の道路（車道）上に3.5メートル以上の余地がない場所



4 停車又は駐車の方法に従わない駐車

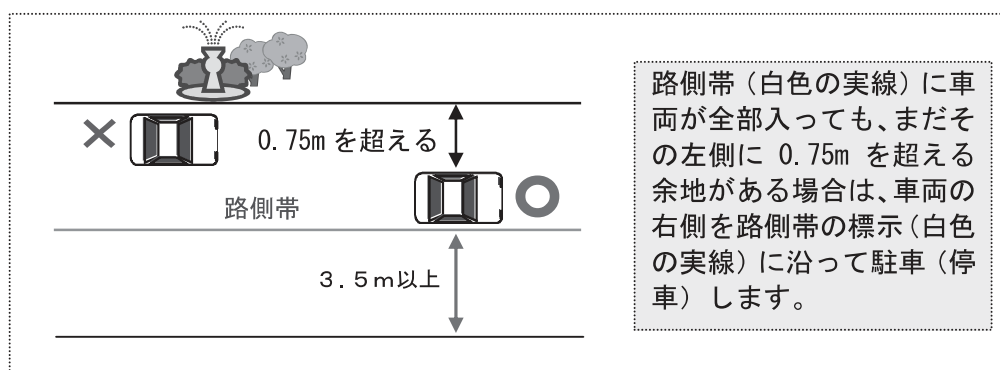
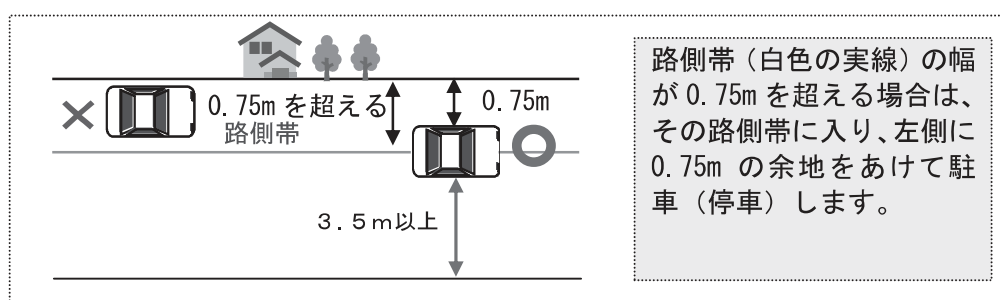
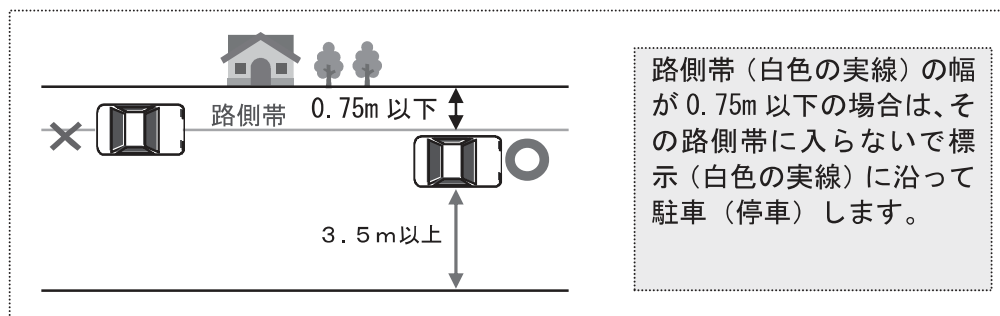
（普通車の場合：違反点2点、反則金15000円の違反です。）

- ① 車両は、駐車（停車）するときにおいて道路（車道）の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならない方法で駐車（停車）しない場合

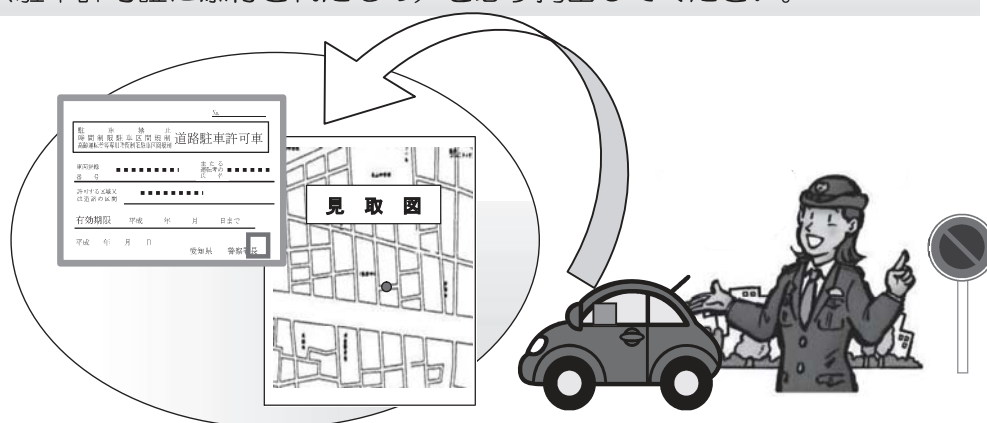


- ② 駐停車が可能な路側帯が設けられている場所に、駐車（停車）する場合に次の方法により、かつ、他の交通の妨害とならない方法で駐車（停車）しない場合

※ 駐停車が可能な路側帯とは、歩道がない道路に設けられた白色の実線によって区画された道路の部分です。



当該許可に係る駐車をしている間は、当該車両の前面の見やすい箇所に**駐車許可標章及び駐車許可証**と共に**当該駐車の場所を明示した見取図**（駐車許可証に添付されたもの）を必ず掲出してください。



介護保険関連車両の「警察署長の駐車許可」の取扱い

愛知県警察本部交通規制課

1 駐車許可要件

駐車許可は、下記のいずれにも該当する場合に限り許可されます。

【根拠】愛知県道路交通法施行細則（以下「細則」という。）

(1) 許可を受けようとする駐車的时间

ア 駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えないこと。

イ 駐車的时间帯が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害するものでないこと。

(2) 許可を受けようとする駐車場所

ア 道路標識により、駐車が禁止されている場所であること。

イ 駐停車禁止場所（交差点、横断歩道等）、無余地場所、駐車方法違反（左側端に沿わない駐車等）になる場所でないこと。

ウ 駐車場所が、駐車により交通に危険を生じ、又は交通を阻害するものでないこと。

(3) 許可を受けようとする駐車用務

ア 公共交通機関等の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

イ 道路使用許可を伴う用務でないこと。

※ 例えば、移動入浴車で車内からホースを直結させて屋内に給湯する方法による場合は、道路使用許可の対象になります。

2 申請に必要な書類等 各2通

(1) 駐車許可申請書 様式第10（細則第3条の5）

(2) 許可を受けようとする車両の運転者の運転免許証の写し（細則第3条の5第3項第1号）

(3) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し（細則第3条の5第3項第2号）

従業員等の車両を使用する場合

○ 事業所が社用車として借り上げる契約書の写し

○ 駐車許可証及び駐車許可標章を事業者が保管管理する誓約書（原本に限りません。）

※ 誓約書の署名欄は、従業員の方が**直筆**で記載してください。

(4) 許可を受けようとする駐車場所及びその周辺の見取り図（建物又は施設の名称が判別できるもので、当該駐車場所を明示したもの）（細則第3条の5第3項第2号）

- (5) 事業者の指定通知書の写し
- (6) 訪問先の一覧表（住所・氏名を記載したもの）
- (7) 従業員の資格証の写し

3 申請先

駐車を必要とする場所を管轄する警察署の交通課

※ 複数の警察署にわたるときは、それぞれの警察署長の許可が必要となります。

4 注意事項

- (1) 許可を受けた場所で駐車をしている間は、車両の前面の見やすい箇所に駐車許可標章、駐車許可証及び見取図を掲出してください。
- (2) 駐車許可標章及び駐車許可証は、事業者が保管管理し紛失防止に努めてください。
- (3) 許可後に訪問先が追加になった場合は、訪問先のリストと見取図を駐車場所を管轄する警察署に提出し、追加が可能か相談してください。
- (4) 借上車両を使用する場合に事業所の車両が5台以上となった場合は、事業所を管轄する警察署に安全運転管理者の選任届を提出してください。

5 問い合わせ先

申請先の警察署交通課又は愛知県警察本部交通規制課にお尋ねください。

往診、訪問看護等記載例

様式第 10（第 3 条の 5 関係）

駐 車 許 可 申 請 書 申請書を提出した日 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
愛 知 県 ○○ 警 察 署 長 殿		
※ 業務に従事する事業所等が申請者と異なる場合は、余白部分に事業所名等を記載してください。 該当箇所に○を付けてください。 駐 車 禁 止 の 場 所 下記のとおり、時 間 制 限 駐 車 区 間において駐車したいので許可してください。 高齢運転者等専用時間制限駐車区間 住 所 名 古 屋 市 ○ 区 ○ 町 ○ 丁 目 ○ 番 地 申請者 ○○ 介護事業所 ← 法人、病院又は事業所等 氏 名 代 表 者 ○○ ○○ ㊞ （法人にあつては名称） 及び代表者の氏名 必ず連絡が取れる電話番号を記載してください。 電 話 (○○○)○○○－○○○		
車 両	種 別	例：普通乗用
	番 号	例：名古屋○○○な・１１０
駐 車 の 期 間		○○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時から ○○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 時まで ※ 期間は、最長１年 ※ 時間は、24 時間で許可をすることができます。
駐 車 の 場 所		例：○○警察署管内の訪問先一覧表の付近道路 駐車場所の詳細は見取図のとおり
駐車を必要とする理由		例：介護保険法（訪問介護、居宅介護支援） ※ 同一の根拠に限り、複数の業務を包括して申請することができます。
第 号 駐 車 許 可 証 上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。 年 月 日 愛 知 県 警 察 署 長		

- 備考 １ 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- ２ 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

※ 申請書は、根拠法令ごとに（「介護保険法」「障害者総合支援法」「医療保険法」「健康保険法」「児童福祉法」）に分けて提出してください。